

平成 24 年度独立行政法人農畜産業振興機構の会計監査人候補者の
公募について

次のとおり、企画競争により会計監査人候補者を募集します。

平成 24 年 8 月 15 日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者 理事長 清

独立行政法人農畜産業振興機構は、独立行政法人通則法の定めにより会計監査人の監査の対象法人となっております。会計監査人の選定は農林水産大臣が行いますが、選任に当たっては、当機構が会計監査人候補者を選定した後、農林水産大臣に会計監査人候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされています。

つきましては、平成 24 年度における当機構の会計監査人への就任を希望される監査法人又は公認会計士に対し、会計監査人候補選定のための提案書の公募を行いますので、希望される方は下記により提案書の提出をお願いします。

記

1. 企画競争に付する事項

平成 24 年度独立行政法人農畜産業振興機構の会計監査人候補者選定
のための提案書の公募

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機
第 152 号) 第 6 条及び第 7 条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第 6 条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権
を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないも
のとする。

(有資格者とししないことができる者)

第 7 条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その
事実があった後 3 年間有資格者とししないことができるものとする。これを代
理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品
質若しくは数量に関し不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

3. 応募資格 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者

4. 提案書について

- (1) 提出期限 平成24年9月13日(木)15時必着(持参可)
(持参される場合は、9時30分～12時及び13時～18時(最終日は15時)の間に提出してください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (2) 提出先
〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1
独立行政法人農畜産業振興機構 経理部調整課
- (3) 提出部数 7部(監査報酬見積書は正本1部で可)
- (4) 提案書の内容
 - ① 監査法人の概要(出資金、営業利益、経常利益、当期利益、人員数(公認会計士の人数、会計士補の人数、その他の職員数等))
 - ② 監査体制(監査に要する総人数、公認会計士の人数、責任者数)
 - ③ 独立行政法人会計基準の精通度(ワーキンググループ等への委員選出実績等)
 - ④ 独立行政法人等同类機関との契約実績
 - ⑤ 監査内容(監査手法、監査回数、監査日数、監査項目)
 - ⑥ 監査報酬見積書(監査費用及びその積算内容、見積費用の考え方)
 - ⑦ その他必要な事項(PRポイント等)

注1: ①～⑤及び⑦は一括して左とじとし、通しページを付すこと。

2: ⑥は別葉とすること。

5. 会計監査人候補者の選定方法

会計監査人の選考に当たっては、提出された提案書に基づき、当機構の役職員で構成する審査委員により、上記4の(4)「提案書の内容」について原則として5段階による評価を行い、5～1点で採点します。

その結果、平均点が3点以上の者のうち、最も優れた者を候補者として決定します。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行います。

また、応募者には提出された提案書の説明(30分程度)をしていただく予定です。説明会は9月中旬又は下旬頃を予定しています。応募者には日程が決まり次第ご連絡いたします。

なお、審査結果の通知については、後日、すべての応募者に対し通知するとともに、当機構のホームページに掲載します。

6. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する

こととします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

7. その他

- (1) 選定にあたっては、上記5のとおり、4の(4)「提案書の内容」について原則として5段階による評価を行います。中でも②、⑤及び⑥を特に注目すべき事項と位置付けております。
- (2) 提案書作成にあたり、当機構の組織、業務及び財務諸表等については、ホームページ (<http://www.alic.go.jp/disclosure/index.html>) をご覧ください。

【本件についてのお問い合わせ】

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構経理部調整課（大西）
TEL 03-3583-9464 FAX 03-3582-3397